

第 67 回 国際対応専門委員会議事概要

日時 平成 19 年 12 月 25 日（火） 13 時 30 分～15 時 30 分

場所 （財）財務会計基準機構 会議室

（審議事項）

(1) 公開草案に対するコメント対応

●IASB の年次改善プロジェクトにおける公開草案「IFRS の改善」

国際会計基準審議会（IASB）は、初めての年次改善プロジェクトにおいて、25 の国際財務報告基準（IFRS）に対するさまざまな改訂を行うことを提案する公開草案「IFRS の改善」を公表している。IASB は、緊急ではなく、小幅な IFRS の改訂を扱うための年次のプロセス（「年次改善プロセス」）を導入しているが、このプロセスで扱われる論点は、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）や、スタッフ又は実務に携わる者からの提案によってもたらされた事項から生じるものであり、IFRS 間の矛盾点や、表現の明確化が必要なところといった分野に焦点をあてるものである（本公開草案の概要については、2-1 参照）。

事務局より、公開草案の内容（公開草案の質問のうち、コメント対象とされたものについては、2-2 参照）及びコメント案が説明された後、質疑応答が行われ、以下のような質問及び意見が述べられた。

- コメントの文案のうち、本公開草案の質問 30（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の改訂案）に対するものについて、現在の文案に、保険の定義に関するコメントを追加することにより、コメント全体の意図がさらに明確になるのではないかという意見があった。これに対して事務局から、保険の定義については本公開草案とは別に、IASB の保険契約 WG において検討がなされており、その中で審議が行われる見込みではあるが、コメントへの追加の要否について検討する旨の回答がなされた。
- コメントの文案のうち、本公開草案の質問 23（IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」において、関連会社投資の減損損失の戻入を認めることを明確化するための改訂案）に対するものについて、提案に反対する根拠としては、現在の文案のように、一部の金融商品の戻入を認めていない他の IFRS の定めと整合していない点を指摘するだけでなく、これ以外のもも含めたすべての減損損失の戻入を認めるべきではないとするコメントを行ってはどうかとする意見があった。これに対し事務局からは、本（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

提案は年次改善プロセスの一環として行われたものであるため、減損損失全般の取扱いについてコメントすることが適当であるかどうかも含め、追加コメントについて検討する旨の回答がなされた。

- 本公開草案の質問 14(a) (IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂案) に関連して、公開草案の提案のように、給付の減額を「縮小」と「過去勤務費用」を明確に区別することは困難ではないかとする意見があった。これに対して山田 IASB 理事より、今回の提案は両者の考え方を整理することが目的であり、実際の区別にあたっては、減額をもたらす規定の基づいてその内容に従って判断されることになるだろう、とする説明が行われた。また、他の専門委員からは、国ごとに退職後給付制度が異なるため、共通の解釈を示すことは難しいのではないかとする指摘もなされた。
- 本公開草案の質問 4 (IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂案) に関連して、公開草案での提案は、IFRS に従わない程度に対して歯止めを置くことは意図していないという理解でよいのかという質問があった。これに対して山田 IASB 理事より、規定そのものは、歯止めのためのものではなく、この提案は、「〇〇国が採用した IFRS (すなわち、IFRS の一部をカーヴ・アウトしているもの)」に基づく旨を表明している財務諸表に適用して、との乖離の内容を明確にすることを求めることを意図しているだけである、しかし、このような開示要求が、各国のカーヴ・アウトの程度を一定の範囲にとどめる歯止めになるかもしれない旨の説明が行われた。
- 本公開草案の質問 29 (IAS 第 38 号「無形資産」の改訂案) に関連して、無形資産の償却方法として、定額法よりも遅い償却方法を選択する余地がある点を明確にする公開草案の提案は、現在の我が国における取扱い（市場販売目的のソフトウェアに係る取扱いなど）と相違する方向の改訂となるのではないかとする指摘があった。

公開草案のコメント案については、上記の意見を踏まえて事務局で再検討した後、専門委員とメールによる意見交換を行った上で最終案とすることが確認された。

なお、こうした手続を踏んだ上で、2008 年 1 月に IASB に対してコメントを提出している (IASB に対して提出したコメントについては、当ホームページ http://www.asb.or.jp/html/international_issue/comments/20080115.pdf 参照。)

(2) IASB 会議の議事について

●退職後給付

現在、IASB で検討が行われている退職後給付会計に関するプロジェクトについて、これ (財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

までの議事を中心にまとめた資料（本公開草案の概要については、2-3 参照）を使用して、状況の確認を行った。

事務局による説明の後に質疑応答が行われたが、質疑応答が行われ、以下のような質問及び意見が述べられた。

- IASB が現在検討中の給付約定の定義・分類について、従来の考え方の何が問題であり、新たな考え方によって何が改善されるのかについては、ディスカッション・ペーパーの中で示されるという理解でよいのか、とする質問があった。これに対して山田 IASB 理事から、拠出に対するリターンがある種の指標にリンクするようなキャッシュ・バランス・プランについては、従来の考え方では適切に処理できないという問題があったために検討が行われたという経緯がある、という補足説明がなされた。

（報告事項）

（1）IASB における検討状況の報告

山田 IASB 理事より、2007 年 11 月、12 月の IASB 会議報告（IASB 会議報告については、当ホームページ <http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes> を参照。）を使用しながら、IASB における各プロジェクトの検討状況について説明が行われた。

事務局による説明の後に質疑応答が行われ、以下のような質問及び意見が述べられた。

- IASB の資本・負債のプロジェクトでは、資本の概念を定義した後に、残りの部分を負債とすることとする一方で、概念フレームワークのプロジェクトでは、負債の概念から定義しようとしているが、なぜこのような議論となっているのか、とする質問があった。これに対して山田 IASB 理事から、資本・負債プロジェクトはまだディスカッション・ペーパーを作成している段階であり、同プロジェクトが資本を定義し、残りを負債とするというアプローチを採用していても、それが今後どのように展開するか予測できない状況であるので、概念フレームワークのプロジェクトでは、同プロジェクトの方向性を前提とすることは適切でないと考えている。概念フレームワークプロジェクトでは、資産の概念の整理がほぼ終わり、負債の概念に整理する段階に入っていることから、今回、資本・負債プロジェクトにかかわらず、負債の概念の定義を詰めることとし、将来の資本・負債プロジェクトの進捗に応じて、両者の整理を調整することが考えられる、とする回答がなされた。また、単純に負債は資本の残余項目という整理もできないため、負債自体の概念の整理も重要であると指摘があった。
- 収益認識のプロジェクトに関連して、測定モデルで提案された考え方によれば契約

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

報告事項（2）

当初に収益が認識されるかもしれない、という点に対する懸念が指摘されているが、この懸念の中身は契約資産の当初測定時に測定に誤謬が生じる可能性に関するものだけかというとする質問が設定されているが、この点をもう少し説明してほしい、とするコメントがあった。これに対して山田 IASB 理事から、こうした質問が設定されているのは、契約当初に収益が認識されることについて表明されている懸念は、契約当初で契約資産を見積ることに誤謬のおそれが高いという点だけなのかどうか、いいかえると、見積りの誤謬の恐れがなければ契約当初に収益が認識されることに問題はなく、論理的には正しいといえるかということを確認したいためのものであるという追加説明がなされた。

- 財務諸表の表示のプロジェクトに関連して、差異調整表の説明の中で出た、「反復性のある公正価値の変動」といった場合の「反復性のある」は何を意味するのか、という質問があった。これに対して山田 IASB 理事から、「反復性のある」という意味は米国財務会計基準書（SFAS）第 157 号「公正価値による測定」の「recurring」と同義であり、時価が常にとれるという意味で使用されていると考えられる、と回答がなされた。
- 概念フレームワークのプロジェクトに関連して、現在 IASB が検討をしている測定フェーズのマイルストーンⅡの議論では、測定属性として公正価値以外を認めないことを検討しているのではないかとする質問がなされた。これに対して山田 IASB 理事からは、マイルストーンⅡでは測定属性間の選択のツールを作ることを意図しており、測定属性としてはどのようなケースでも一律に公正価値が適当である、という結論を出そうとする意図はないと考えており、また、IASB のスタッフから今回提示されたものは作業計画案に過ぎないので、いずれにせよ現時点ではこれ以上のことは言えない、とする回答があった。

以 上